例

令和5年所得

令和6年所得



60,000





推計所得税額 50,000

定額減税

※所得税分のみ

当初調整給付 <u>10,000</u>

所得税額(実績)

定額減税

※所得税分のみ

30,000

60,000

不足額給付時調整給付額

30,000

差額の<u>2万円</u>を不足額給付として給付 ※端数は1万円単位に切上げ